

ロシア連邦政府

決定

2023年9月21日第1537号

モスクワ

ガソリンおよび軽油のロシア連邦からの搬出に対する一時的禁止措置の導入について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約第29条および第47条、同条約附属書No. 7および連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第21条第2項第1号にしたがい、ロシア連邦のエネルギー安全保障を目的として、以下の通り定める：

1. 本決定の発効日以降は、取引所で購入されたものを含め、ガソリン製品（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2710 12 411 0 から 2710 12 590 0 まで）および軽油（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 2710 19 421 0 から 2710 19 429 0 まで、および 2710 19 290 0 にあるもの）（以下、「商品」）のロシア連邦からの搬出を一時的に禁止するものとする。

2. 本決定の第1項に掲げる一時的禁止措置は以下には適用されない：

- a) ロシア連邦領内からユーラシア経済連合加盟国に向けて無関税バランス(indicative balance)枠内および（または）政府間協定の枠内で搬出される商品；
- b) ロシア連邦政府の決定にもとづく外国国家への人道支援のためにロシア連邦領内から搬出される商品；
- c) 国際的政府間協定の枠内でロシア連邦領内から搬出される商品；
- d) ロシア連邦領外に起点および終点のある国際中継輸送の一環としてロシア連邦領内から搬出される商品、ならびにロシア連邦領内における複数の地点の間を外国国家の領土を経由して輸送される商品；
- e) 船舶、航空機、鉄道もしくは自動車のタンクの中に貯蔵され、その運行中に消費される商品；
- f) 外国国家領土内に所在するロシア連邦軍隊の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
- g) バイコヌール市（カザフスタン共和国）および「バイコヌール」施設敷地内に所在するロシア連邦諸機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
- h) スピッツベルゲン群島所在のロシア連邦諸機関の活動を保障するためにロシア連邦領内から搬出される商品；
- i) 本決定の発効日以前に、ユーラシア経済連合からの搬出を許可する通関手続きに付されたもので、本決定が発効する前にロシア鉄道株式会社が輸送を受け付けた、または本決定が発効する前に海上船舶輸送依頼手続きが済んでいたもの；
- j) アプハジア共和国、南オセチア共和国に向けてロシア連邦領内から搬出される商品；
- k) 自然人が個人的使用のために持ち出す商品

3. ロシア連邦経済発展省は、所定の手順にしたがい、ユーラシア経済委員会に対して本決定第1項に掲

げる一時的禁止措置の導入についての通告を行う。

4. 本決定はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長      M. ミシュスチン